



- 一 当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体が都道府県である場合  
 $1 + 0.25 \times (0.46 - \text{当該都道府県道等の修繕を行う都道府県の財政力指数}) / (0.46 - \text{財政力指数が最小である都道府県の当該財政力指数})$
  - 二 当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体が市町村である場合  
 $1 + 0.25 \times (0.46 - \text{当該都道府県道等の修繕を行う市町村の財政力指数}) / (0.46 - \text{財政力指数が最小である市町村の当該財政力指数})$
- 5 前項各号の式において、「財政力指数」とは、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する財政力指数をいう。

（令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物）

**第二条** 令第一条第一項第三号の国土交通省令で定める施設又は工作物は、損傷、腐食その他の劣化により道路の構造に支障を及ぼすおそれが特に大きいと認められる橋、トンネル、**法**面、横断歩道橋、防護施設、道路を横断して設ける道路標識その他これらに類するものとする。

**附則**

この省令は、公布の日から施行する。

**附則**（平成二十九年三月三十一日国土交通省令第一八号）

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この省令による改正後の規定は、平成二十九年以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十九年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二十八年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成二十九年以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十九年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

**附則**（平成三〇年三月三十一日国土交通省令第三七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、平成三十年以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（平成二十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、平成二十九年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成三十年以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三十年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

**附則**（令和二年三月三〇日国土交通省令第一九号）

（施行期日）

1 この省令は、道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の規定は、令和二年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和二年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。